

○恵那市認定生涯学習活動団体登録要綱

平成 23 年 7 月 1 日教育委員会告示第 15 号の 2

恵那市認定生涯学習活動団体登録要綱

題名改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、[恵那市公の施設の使用料等減免取扱規則\(平成 23 年恵那市規則第 16 号\)第3条](#)の表備考第2号の規定に基づき、18 歳以下の団体、75 歳以上の団体又は市若しくは地域自治区が推進する市民三学のまちづくり若しくは健幸のまちづくりに寄与すると認められる取組を行う団体(以下「認定生涯学習活動団体」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(認定生涯学習活動の範囲)

第2条 認定生涯学習活動の範囲は、スポーツ活動、芸術・文化活動、地域活動、ボランティア活動その他恵那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が生涯学習に関わると認めた活動とする。

一部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(団体の要件)

第3条 この要綱において、18 歳以下の団体とは次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。

- (1) 市内で定期的かつ継続的に生涯学習活動を行っている 18 歳以下(代表者を除く。)で構成される団体であること。
- (2) 団体の構成員が 5 人以上であり、半数以上が市民若しくは、市内の高等学校に在学するものであること。
- (3) 団体の代表者が 18 歳以上の市民若しくは学校職員であること。
- (4) 営利を目的とした事業を行っていないこと。
- (5) 特定の政党の利害に関する政治活動を行っていないこと。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行っていないこと。

2 この要綱において、75 歳以上の団体とは次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。

- (1) 市内で定期的かつ継続的に生涯学習活動を行っている構成員の半数以上が 75 歳以上(代表者を除く。)の市民で構成される団体であること。
- (2) 団体の構成員が 5 人以上であり、半数以上が市民であること。
- (3) 団体の代表者が市民であること。
- (4) 営利を目的とした事業を行っていないこと。
- (5) 特定の政党の利害に関する政治活動を行っていないこと。

- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行っていないこと。
- 3 この要綱において、市又は地域自治区が推進する市民三学のまちづくり若しくは健康のまちづくりに寄与すると認められる取組を行う団体とは次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。
- (1) 市内で、市又は地域自治区の計画に沿って、定期的かつ継続的に市民三学のまちづくり若しくは健康のまちづくりに関する活動を行う団体であること。
- (2) 会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。
- (3) 団体の構成員が5人以上であり、半数以上が市民であること。
- (4) 団体の代表者が市民であること。
- (5) 営利を目的とした事業を行っていないこと。
- (6) 特定の政党の利害に関する政治活動を行っていないこと。
- (7) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行っていないこと。

全部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕、一部改正〔令和4年教委告示7号〕

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする認定生涯学習活動団体の代表者は、恵那市認定生涯学習活動団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 会員名簿(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 恵那市認定生涯学習活動団体登録申請書は、随時受け付けるものとする。

3 登録期間は、登録された日から2年以内とし、市長が定めた日までとする。

一部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(決定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、内容を審査し、適当と認めたときは恵那市認定生涯学習活動団体登録証(様式第4号)により、適当でないとして認めるときは恵那市認定生涯学習活動団体非登録決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(登録事項の変更等)

第6条 登録された認定生涯学習活動団体(以下「登録団体」という。)の代表者は、登録事項に変更が生じたとき又は当該団体が解散したときは、速やかに、変更・解散届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

一部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(活動報告)

第7条 登録を受けた登録団体は、施設使用日ごとに提出する施設使用報告書をもって代えることができるものとする。

全部改正〔平成 29 年教委告示 10 号〕

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次に掲げる事項に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する登録要件を備えていないと認められるとき。
- (3) 登録団体としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、少年スポーツ活動団体、社会体育施設使用団体又は恵那市社会教育活動団体として登録された団体は、この告示の相当規定により登録されたものとみなす。

附 則(平成 29 年3月 24 日教委告示第 10 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、青少年生涯スポーツ活動団体又は、市が推進する市民三学運動に寄与すると認められる団体として登録された団体は、この告示の相当規定により登録されたものとみなす。

附 則(令和4年3月 30 日教委告示第7号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。